

第 5 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

令和3年12月15日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和3年12月15日(水曜日)

午前9時58分開議

午前11時5分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第14号)

議案第10号 熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 財産の取得について

議案第12号 財産の取得について

議案第13号 財産の取得について

議案第27号 指定管理者の指定について

議案第28号 指定管理者の指定について

議案第33号 専決処分の報告及び承認について

報告第5号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

②令和3年度全国学力・学習状況調査の教育事務所管内等及び県立中学校の結果と取組について

③「夜間中学」についてのニーズ調査結果の概要について

出席委員(8人)

委員長 吉田孝平
副委員長 中村亮彦
委員 坂田孝志
委員 田代国広
委員 高木健次
委員 前田憲秀
委員 岩本浩治
委員 岩田智子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 古閑陽一
教育理事 野尾晴一郎
教育総務局長 西尾浩明
県立学校教育局長 岩本修一
市町村教育局長 古田亮
教育政策課長 井藤和哉
学校人事課長 磯谷重和
文化課長 宮崎公一
施設課長 東敬二
高校教育課長 重岡忠希
特別支援教育課長 牛野忠男
学校安全・安心推進課長 野崎康司
体育保健課長 平江公一
義務教育課長 竹中千尋
社会教育課長 須惠勝幸
人権同和教育課長 井上大介

警察本部

本部長 山口寛峰
警務部長 植田有佐
生活安全部長 山川潔
刑事部長 開田哲生
交通部長 平木敏史
警備部長 濱田聡朗
首席監察官 林秀典
参事官兼警務課長 松永透
理事官兼会計課長 田中弘哉
参事官
兼生活安全企画課長 二子石和浩
参事官兼刑事企画課長 國生徹哉
参事官兼交通企画課長 村上敏幸
参事官(運転免許) 金子慎一
参事官兼警備第一課長 荒木和郎
参事官兼総務課長 西村博

理事官兼交通規制課長 内 田 義 朗

事務局職員出席者

議事課主幹 宗 像 克 彦
政務調査課主幹 内 布 志保美

午前9時58分開議

○吉田孝平委員長 ただいまから第5回教育警察常任委員会を開会いたします。

なお、今回の委員会からインターネット中継が行われます。委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

まず、警察本部長が人事異動後初めての委員会出席になりますので、自席からの自己紹介をお願いします。

（警察本部長の自己紹介）

○吉田孝平委員長 それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について、警察本部、教育委員会の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔にお願いします。

それでは、警察本部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、山口警察本部長。

○山口警察本部長 委員の皆様方におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり御支援、御協力をいただいているところであり、この場をお借りし、心から御礼を申し上げます。

また、11月に行われた管内視察におきましては、阿蘇警察署及び警察学校を御視察いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、今回県警察から提案しております5件の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

まず、予算関係でございます。

議案第1号、令和3年度熊本県一般会計補正予算第14号については、第49回衆議院議員総選挙違反取締りに要する時間外勤務手当として、4,200万円の増額補正をお願いするものでございます。

また、今年度内に事業を完了しない可能性がある工事関係経費等について、繰越明許費の設定及び令和4年度当初から業務を開始する必要がある事業について、債務負担行為の設定をそれぞれお願いしております。

次に、条例等関係でございます。

議案第10号、熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定については、熊本市の住居表示整備事業による町名変更に伴い、警察署の管轄区域の表記を変更するものでございます。

議案第33号、専決処分の報告及び承認については、専決処分をさせていただきました1件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定について、承認をお願いするものでございます。

次に、報告関係でございます。

報告第5号、専決処分の報告については、専決処分をさせていただきました5件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定についての御報告でございます。

最後に、その他の報告事項として、総務常任委員会で御審議いただいております熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

これは、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正によるクロスボウ所持許可制の開始に伴い、クロスボウ所持許可申請等に関する手数料を新設するものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から

説明させますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○吉田孝平委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○田中会計課長 会計課でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の説明資料に基づき説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

議案第1号、令和3年度熊本県一般会計補正予算(第14号)でございます。

歳出予算として、警察本部費で4,200万円の増額をお願いしております。

これは、職員の時間外勤務手当の所要額で、第49回衆議院議員総選挙違反取締りへの対応で不足が見込まれることから、増額をお願いするものでございます。補正後の警察費歳出予算の総額は、385億8,564万円となります。

次に、2ページをお願いいたします。

上段の繰越明許費でございます。

まず、1段目の項の欄、警察管理費で1億7,356万円の設定をお願いしております。

これは、警察棟空調機更新工事など警察施設整備に関する事業で、他部局における関係所属間の協議等に時間を要しておることから、年度内に工事を完了しない可能性があるため、繰越しの設定を行うものでございます。

次に、2段目の警察活動費で8,394万1,000円の設定をお願いしております。

これは、警察車両の購入に関する事業で、世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、半導体の供給不足や生産工場の休止により年度内に納品が完了しない可能性があるため、繰越しの設定を行うものでございます。

次に、下段の債務負担行為補正でございます。

警察関係業務につきまして、総額8億8,404万7,000円の増額変更をお願いしており、補正後の限度額は25億5,514万8,000円となります。

右側に記載しております「第4回アジア・太平洋水サミット」警備対策事業につきましては、現地本部で使用する備品の手配、サミット開催中の交通規制情報に関する広報用のチラシ等について、一般競争入札の手續に所要の時間を要するため、債務負担行為を設定するものでございます。

また、そのほか、説明欄に記載しております各種業務委託につきましては、令和4年4月1日から業務を開始する必要があり、一般競争入札の手續に所要の時間を要することから、債務負担行為を設定するものでございます。

予算関係議案は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○西村総務課長 総務課です。

第10号議案、熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料3ページから5ページまでになります。

熊本市の第47次住居表示整備事業により、令和3年11月29日から、熊本市中央区十禅寺町及び世安町の一部の町名が変更され、十禅寺町が十禅寺四丁目に、世安町の一部が世安一丁目、世安二丁目、世安三丁目及び十禅寺四丁目へと区画されたことから、これらの区域を管轄する熊本南警察署の管轄区域の表記の一部を改正し、公布の日から施行するものであります。

なお、本改正は、管轄区域の表記の変更であり、警察署の管轄区域そのものを変更するものではありません。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○林首席監察官 監察課でございます。

まず、議案第33号、専決処分の報告及び承認について御報告させていただきます。

資料は、7ページ、8ページを御覧ください。

令和3年3月5日に発生した熊本東警察署の地域警察官が運転する小型警ら車、通称ミニパトでございますが、これと熊本市の路面電車が衝突した交通事故について、損害賠償額が決定し、和解が成立しましたので御報告するものでございますが、賠償額が500万を超えておりますことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分させていただいた内容を御報告するとともに、議会の御承認をいただくものでございます。

本件は、水前寺公園交番に勤務する警察官が、現場臨場のため小型警ら車を運転し、交番から路面電車の軌道敷内を横切って健軍方面へ右折進行しようとしたところ、渋滞車両の影響で路面電車の接近に気づくのが遅れ、健軍方面から水道町方面へ進行していた路面電車と衝突したものでございます。

この事故は、県側に100%過失のある事故であり、相手方の損害額806万3,000円の全額を県が負担することで和解が成立したものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、全額加入しております任意保険から支払い済みとなっております。

幸いにして乗客等にけが人はなかったものの、警察車両が熊本市の路面電車の運行に影響を与えるような事故を起こしてしまいましたことを、改めておわび申し上げますとともに、職員への指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。

次に、報告第5号の専決処分について御報告させていただきます。

資料は、9ページ、10ページを御覧ください。

令和2年9月から令和3年8月にかけて発生した本県警察職員が運転する公用車による5件の交通事故に関し、事故の相手方と熊本県の間で損害賠償の額が決定し、和解が成立しましたので、報告させていただきます。

事故の概要につきましては、11ページの資料のとおりであります。5件の交通事故のうち、番号1から番号4の事故につきましては、停車中の車両に対する追突や後退する際に駐車していた車両に衝突するなどしたもので、県側の過失が9割から10割の事故であり、県側から資料のとおり賠償額を支払い、和解が成立いたしました。番号5の交通事故に関しましては、県側の過失が小さく、県側からの賠償はなく、和解が成立しているものでございます。

なお、賠償につきましては、加入している任意保険を使用して全額支払い済みでございます。

損害賠償が発生しました4件の事故につきましては、運転者及び同乗者の不注意による事故であり、職員への指導をさらに徹底し、公用車の交通事故防止に努めてまいります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○吉田孝平委員長 次に、教育長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、古閑教育長から説明をお願いします。

○古閑教育長 委員の皆様方には、日頃から教育行政全般にわたりまして深い御理解と御支援をいただいております。厚く御礼を申し上げます。

去る11月19日の管内視察におきましては、執行部も同行させていただき、ありがとうございました。現地で得られました情報を今後の施策に役立ててまいりたいと思っております。

す。

それでは、今回提案しております教育委員会関係議案の概要について御説明をいたします。

今回提出しておりますのは、予算関係が1議案、条例等関係5議案でございます。

まず、11月補正予算ですが、教育委員会総額で1億3,674万円余の増額補正をお願いしております。

主な内容としましては、教育委員会事務局職員の時間外勤務手当や本年8月の大雨により被災した教育施設の災害復旧に要する経費等でございます。

また、県立学校及び県有施設の改修工事等に係る繰越明許費の設定、指定管理業務等に係る債務負担行為の追加についてもお願いしております。

次に、条例等議案ですが、教育用工作機械等に係る財産の取得外4議案について提案しております。

最後に、その他報告事項として、令和3年度全国学力・学習状況調査の教育事務所管内等及び県立中学校の結果と取組ほか1件について御報告させていただきます。

今回提出しております議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○吉田孝平委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

お手元の説明資料、（令和3年度11月補正予算等）と記載の資料を御覧ください。

説明資料の2ページをお願いいたします。

11月補正予算について説明します。

1段目の事務局費ですが、教育委員会事務局の時間外勤務手当の増額でございます。

学校人事課で教育委員会の予算を措置し、各課及び出先機関へ配当を行っております。コロナ対策ほか教育に係る喫緊の課題などにより時間外勤務手当が不足し、7,000万円の増額補正をお願いするものです。

続きまして、2段目から、教育振興費、全日制高等学校管理費、特別支援学校費の県立学校感染症対策等の学校教育活動継続支援事業ですが、各県立学校の希望を踏まえ、学校教育活動を円滑に継続するためのコロナ対策に必要な備品等の購入に要する経費でございます。

1校当たりの国の補助上限額が引き上げられたため、増額補正をお願いするものです。県立中学校、県立高等学校及び特別支援学校の費用として、事業の合計で1,090万円を計上しております。

以上、総額8,090万円の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いたします。

○宮崎文化課長 文化課でございます。

説明資料の3ページ上段をお願いいたします。

教育施設災害復旧費ですが、84万7,000円を計上しております。

右側の説明欄1、(1)鞠智城跡災害復旧事業ですが、本年8月の大雨により被災した園路の災害復旧に要する経費を計上するものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○東施設課長 施設課でございます。

説明資料の3ページ下段をお願いいたします。

教育施設災害復旧費ですが、5,500万円を計上しております。

これは、右側の説明欄にございますように、令和3年8月の大雨により被災した県立

学校施設、天草拓心高校の果樹園のり面の復旧に要する経費を計上するものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宮崎文化課長 文化課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

繰越明許費補正の追加でございます。

まず、1段目の教育費の右側説明欄の文化財保存事業については、工事に伴う環境保全対策により設計変更及び工程の見直し等に日数を要し、年度内の執行が困難となったため、353万円の設定をお願いするものでございます。

次に、2段目の災害復旧費の説明欄、文化財災害復旧事業につきましては、耐震補強等の追加調査により設計変更及び工程の見直し等に日数を要し、年度内の執行が困難となったため、1億3,204万8,000円の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○東施設課長 施設課でございます。

説明資料の5ページ上段をお願いします。

1段目の教育費の高等学校費は、右側の説明欄にございます熊本北高校UD改修工事ほか32件について、2段目の特別支援学校費は、荒尾支援学校高等部移転工事ほか16件について、災害復旧関連工事を優先したことや、設計及び工事施工に日数を要し、年度内の執行が困難となったため、それぞれ22億4,634万3,000円及び14億4,857万7,000円の設定をお願いするものでございます。

次に、3段目の災害復旧費の教育災害復旧費ですが、これは、今回補正予算として計上した天草拓心高校の令和3年8月大雨災害復旧工事について、災害査定が年末となったため、設計や工事施工に係る工期が確保でき

ず、年度内の執行が困難となったため、5,500万円の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○重岡高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の5ページ下段をお願いいたします。

教育費の高等学校費ですが、これは、熊本工業高校実習棟改築(第Ⅱ期)設備整備事業について、実習棟改築工事の工期延長に伴い、産業教育設備の年度内整備が困難となったため、4,937万5,000円の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○須恵社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の6ページをお願いします。

教育費の社会教育費ですが、1段目の菊池少年自然の家及びあしきた青少年の家の大規模改修について、入札不調等により工期が確保できず、年度内の執行が困難となったため、1億9,306万5,000円の設定をお願いするものでございます。

次に、2段目の県立図書館機能保全事業ですが、災害復旧関連工事を優先したことや設計に日数を要し、年度内の執行が困難となったため、3,414万円の設定をお願いするものでございます。

3段目の全国都市緑化フェアに係る特別展ですが、令和4年5月に終了することが確定したことにより、年度内の執行が困難となったため、174万8,000円の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宮崎文化課長 文化課でございます。

説明資料の7ページ上段をお願いします。

債務負担行為補正の追加について御説明します。

県立美術館分館管理運営業務に係る債務負担行為の設定でございます。

指定管理者制度を導入している県立美術館分館について、本年度末で指定管理期間が終了することから、新たな指定管理者の指定に伴い、令和4年度から令和6年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

指定管理委託料として、1億2,600万9,000円を計上しております。

なお、指定管理者の指定につきましては、後ほど改めて条例等議案関係で御説明いたします。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の7ページ下段をお願いいたします。

ほほえみスクールライフ支援事業ですが、これは、県立特別支援学校及び県立高等学校の児童生徒へ医療的ケアを行うために看護師を配置するもので、看護師を派遣する医療機関との令和4年度分の業務委託手続において、契約締結まで3か月程度を要するため、債務負担行為を設定するものでございます。

業務委託料として、8,990万3,000円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○須恵社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の8ページをお願いします。

指定管理者制度を導入している熊本県立天

草青年の家ほか3施設について、本年度末で指定期間が終了することから、新たな指定管理者に令和4年度から令和8年度までの指定管理委託を行う必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

指定管理委託料として、15億7,881万1,000円を計上しております。

なお、指定管理者の指定については、後ほど改めて条例等議案関係で御説明いたします。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○重岡高校教育課長 高校教育課でございます。

条例等議案関係について説明をさせていただきます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

財産の取得について、今回、3つの議案を提案しております。

本日は、右側の条例等議案関係の概要に沿って説明させていただきます。

まず、11ページの第11号議案ですが、1の取得理由は、本県教育委員会において、県立高校のうち、工業関係高校7校で使用する工作機械を購入するものでございます。

2の契約内容でございますが、八代工業高校ほか6校分で、メカニカルシャーリング7台を導入します。

契約の相手方は、関東物産株式会社熊本営業所。納入期限は、令和4年2月28日。契約金額は、7,546万円。契約の方法は、一般競争入札WTOとなっております。

3のスケジュールでございますが、令和3年10月に仮契約の締結を行っており、本議会議決後の12月には本契約の締結、その後、令和4年2月までに導入を予定しております。

続いて、説明資料の13ページをお願いいたします。

2つ目の第12号議案ですが、1の取得理由

は、本県教育委員会において、県立高校のうち、工業関係高校6校で使用する工作機械を購入するものでございます。

2の契約内容ですが、八代工業高校ほか5校分で、コンピューター計測制御型万能材料試験機6台を導入します。

(2)契約の相手方以下は、記載のとおりでございます。

3のスケジュールにつきましては、第11号議案と同様ですので、説明は省略させていただきます。

続きまして、説明資料の15ページをお願いします。

3つ目の第13号議案ですが、1の取得理由は、本県教育委員会において、県立高校のうち、工業関係高校9校及び農業関係高校4校で使用する工作機械を購入するものでございます。

2の契約内容ですが、八代工業高校ほか12校分で、レーザー加工機一式13台を導入します。

(2)契約の相手方以下は、記載のとおりでございます。

3のスケジュールにつきましても、第11号議案と同様ですので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宮崎文化課長 文化課でございます。

説明資料の16ページをお願いします。

第27号議案として、指定管理者の指定について御説明いたします。

これは、地方自治法の規定により、県議会の議決を得る必要があるため、提案するものです。

見開きで、左側のページに議案の本文を掲載しておりますが、本日は、右側の17ページ、条例等議案関係の概要に沿って説明させていただきます。

まず、1、選定の経緯ですが、本年8月に公募を行い、応募がありました1団体について、運用指針に従って、10月11日に外部選考委員5名から成る選考委員会で審査、選考し、10月14日の運営会議において、選定に関し審議を行い、11月2日の県教育委員会を経て指定管理候補者を選定しております。

次に、2、事業内容ですが、(1)指定管理者の業務内容については、記載のとおりでございます。

(2)指定期間は、令和4年4月1日から3年間でございます。

3、審査結果等ですが、指定管理候補者は、株式会社熊本県弘済会でございます。

審査の結果、500点満点中391点、78.2%となっております。

(2)選定理由でございますが、サービス向上を図るため、各種研修や訓練を通して人材の育成を行うなど具体的かつ実現性の高い事業計画であるなど、記載の3点が評価されたものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○須恵社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の18ページをお願いします。

第28号議案として、指定管理者の指定について御説明いたします。

本日は、右側の19ページ、条例等議案関係の概要に沿って説明させていただきます。

まず、1、選定の経緯ですが、令和3年8月に公募を行い、応募がありました1団体について、運用指針に従って、10月4日に指定管理候補者選考委員会で審査、選考を行い、10月14日の指定管理者制度運営会議において、選定に関し審議し、11月2日の県教育委員会を経て指定管理候補者を選定しております。

次に、2、事業内容ですが、記載のとおり

り、指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

3、審査結果等ですが、指定管理候補者は、ひとづくりJAPANネットワーク・三勢共同体でございます。

審査の結果、500点満点中426点、85.2%となっております。

選定理由でございますが、事前相談の質向上への取組や担当者セミナーの実施、有資格者の継続的な確保と適切な人員配置及び安全管理面でのリスク低減が評価されたものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉田孝平委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。

まず先に、警察本部に係る質疑を受け、その後、教育委員会に係る質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、マイクに少し近づいて、はっきりとした口調で発言いただきますようお願いいたします。

それでは、警察本部に係る質疑はございませんか。

○高木健次委員 ページ数は7ページですが、専決処分の1件、それと、次の8ページの報告の5件の件ですが、第33号については、先ほど説明がありました。路面電車と衝突というか、その辺の損害賠償額が800万を超えたということなんですけれども、普通、路面電車というのは、軌道敷を走って、非常に一番目立つところを走って、路側帯と

いいですか、軌道敷の隣には、注意しなさいよというふうな白線を引いてあるわけですよ。めったに路面電車と衝突するということは、一般車両でも少ないと思うんですけども、たまたま側面からぶつかったということで、金額も800万を超える大きな事故につながっている。幸いけが人がなかったということで安心しておりますけれども、また、あわせて、報告の5件も、各個人の車両と衝突ということでもありますけれども、ちょっと私が言いたいのは、この路面電車との衝突も、800万を超える大きな事故といえますか、そういうことになって、ちょっと——毎回毎回この件については、この委員会でも指摘をされるんですけども、やっぱり皆さんの、何とか、ふだんからの注意といえますか、それが非常に大事じゃないのかなと。特に路面電車と衝突というのは、非常に市民から見ても、普通あり得ない事故じゃないのかなという感じがします。ちょっと注意が緩慢になっているのかなという気持ちもしますので、その辺はこれから非常に指導を徹底するというものでありましたが、重ねてこの辺はしっかりと対応していかなければ、毎回毎回こういう、それも100対ゼロとか、損害の割合が非常に、県のほうが、県警察本部が100という大きな事故の比率ですから、ここはしっかりとやっぱり本部長のほうからも、しっかりと対策を練るなり、担当のほうもしっかりとこの辺は、やっぱり職員のほうですね、気を促していただきたいといえますか、注意をしてやっていかなければならないのかなという感じがしますので、その辺について、林首席監察官ですか、もう一度ちょっとお聞かせください。

○林首席監察官 熊本県警察としましても、職員の公用車交通事故の多発状況を大変重く受け止めておりまして、これまでも事故当事者や所属の幹部を本部へ招致指導したり、全

職員に対する事故原因に基づく具体的な指導教養、各所属における運転訓練の実施などに取り組んでいるところでございますが、さらに踏み込んだ指導が必要ではないかと考えているところであります。

最近の公用車交通事故を見てみると、運転技能の未熟ですとか、自己の運転技能を過信した事故というのも多く発生しているところであり、運転技能向上や安全運転意識向上に向けた踏み込んだ対策が必要であると考えております。

最近、高齢者をはじめとする交通安全教育のシステムとして、交通部のほうで運転技能自動評価システム、通称オブジェと呼んでおりますけれども、これを導入させていただいております。

このシステムは、運転手個々の特性を可視化することができるシステムであり、運転中の安全確認の度合いですとか、アクセルやブレーキの使い方などを数値化して、運転技量を自動で評価してくれるシステムでございます。

このシステムを職員の交通安全教育にも活用しようということで、本日御報告させていただいた路面電車の衝突を受けた職員には、既にこのシステムを導入した安全教育を受けさせたところでございます。

今後、様々な対策を検討しながら、公用車交通事故の防止に万全を努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高木健次委員 今、林首席監察官から、オブジェという、自動システムですかね、こういうものも取り入れて対策を講じているということですが、今までこういう事故を起こされた職員の皆さんも、ただ、緊急の場合とか、非常にやっぱり普通の我々が走行するような運転じゃなくして、緊急を要する場合とか、いろいろ事情は違うと思うんですね。

ただ、やっぱり専門ですから、交通パトロールとか、そういう公用車の運転をされる方は、非常にやっぱりこの辺はしっかりと注意していただきたいというふうに思っておりますので、これからも乗務員の教育徹底、交通指導の安全にしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

委員長、以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

○田代国広委員 警察関係の2ページの繰越明許ですけれども、車両購入費の8,394万1,000円、車両購入費を繰り越さなきゃならないことに多少違和感を感じますが、その理由とこの財源の内訳についてお尋ねしたいと思います。

○田中会計課長 まず、委員御指摘の警察車両購入費の繰越しの理由についてであります。メーカーと、業者と契約は行っておりますが、メーカーのほうから、先ほど申しましたとおり、コロナの影響で生産台数が追いつかないということで、納品が今年度中に間に合うかどうかの確証が得られないという返事をいただいております。そこで、間に合わない場合を想定しまして、今回、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

また、財源につきましてですが、この警察車両の購入費につきましては、全額一般財源となっております。

以上でございます。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 なければ、以上で警察本部に係る質疑を終了します。

引き続き、教育委員会に係る質疑はございませんか。よろしいですか。——なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第10号から第13号まで、第27号、第28号及び第33号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、御報告をお願いします。

○二子石生活安全企画課長 生活安全企画課でございます。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

説明資料、その他の報告事項1ページと2ページをお願いいたします。

令和4年3月15日に改正銃砲刀剣類所持等取締法が施行されまして、クロスボウの所持が都道府県公安委員会による許可制となりま

す。

これに伴いまして、クロスボウ所持許可関係手数料を追加した地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令も同日施行されますが、地方自治法で、手数料を全国的に統一して定めることが特に必要なものとして、政令で定める事務については、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならないと規定されております。このため、本県におきましても、クロスボウ所持許可申請に関する手数料を新設する必要があります。

新設する手数料につきましては、資料の2、(1)アからカに記載した14件となります。

なお、本条例制定の議案につきましては、知事部局財政課から提出されます。

参考といたしまして、クロスボウに係る改正銃砲刀剣類所持等取締法の背景と内容について説明いたします。

今回の銃砲刀剣類所持等取締法の改正は、最近におけるクロスボウを使用した犯罪の実情等に鑑み、クロスボウによる危害の発生を防止するため、許可を受けた者が所持する場合を除いてその所持を禁止するとともに、その所持許可の要件及び所持許可を受けた者の義務などを定めた内容となっております。

お手元の写真をお願いいたします。

この写真に写っておりますものは、クロスボウでございます。

クロスボウの定義について御説明いたします。

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得るものとして、内閣府令で定める数値以上となるものを言います。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○竹中義務教育課長 義務教育課でございます。

お手元の説明資料、(その他報告事項)教育委員会と記載の資料を御覧ください。

資料1ページをお願いいたします。

令和3年度全国学力・学習状況調査の教育事務所管内等及び県立中学校の結果と取組について御報告いたします。

1、教育事務所管内等の状況、(1)教科に関する調査結果概要について、表1段目は全国平均、2段目は県平均の正答率です。

県平均は、小学校では、国語は全国平均を上回り、算数は全国平均とほぼ同じ状況にあります。中学校では、国語は全国平均とほぼ同じ状況にあり、数学は全国平均を下回っております。

3段目以降は、各教育事務所管内、山鹿市及び熊本市教育委員会の平均、網かけをしている部分は、全国平均を上回っている項目です。

次に、(2)県教育委員会の主な取組について御説明いたします。

県教育委員会では、学力向上推進本部を設置し、県全体一体となって熊本の学びを推進しています。

本年度からの3年間は、誰一人取り残すことのない学びの保障と教員一人一人の授業力向上を柱とした「熊本の学び」アクションプロジェクトを展開しております。

主な取組は4点です。

1点目は、各学校の教員一人一人の授業力向上に向けた研修の実施です。

「熊本の学び」スタートアップ研修では、県の指導主事を学校に派遣しております。課題である中学校数学については、中学校全ての数学担当教員を対象に、文部科学省教科調査官によるオンライン研修を行ったところで

す。

2点目は、支援を必要とする学校及び若手教員の授業力向上に向けた訪問指導の実施で

す。

学力向上重点支援地域を指定し、学力向上アドバイザーを配置するとともに、市町村教育委員会と連携した学校支援を行っております。

3点目は、各学校が行う授業改善や校内研修の取組を支援する参考資料の提供です。

全国学力・学習状況調査結果等の分析方法や校内研修で活用できる資料をホームページに掲載しております。

資料2ページをお願いいたします。

4点目は、取組の成果等を検証する県学力・学習状況調査の実施です。

調査結果を基に、教員の授業及び子供の学習状況の成果と課題を明らかにし、学校総体で改善に取り組むサイクルの確立を図ります。

実施後は、学習のアドバイス等を記した個人票及び子供一人一人の課題に対応した学習プリントを提供しております。

2、県立中学校の状況については、表のとおり、国語、数学ともに全国平均を上回っております。

県立中学校における主な取組としては、探求型学習の推進、研修会実施による授業力向上、ICTの活用推進などに取り組み、中高一貫教育校としての特徴を生かした教育実践を推進しております。

続きまして、資料3ページをお願いいたします。

今回、本県において、夜間中学の設置について検討するため、夜間中学への入学が想定される方々のニーズを詳細に把握することを目的に、11月1日から約1か月の期間で夜間中学についてのニーズ調査を行いましたので、その調査結果の概要について御報告いたします。

回答は、11月末時点で139件寄せられました。そのうち、家の近くに夜間中学があったら勉強したいですかの問いに対し、勉強した

いと回答された方が108名でした。また、その年齢構成については、グラフにあるとおり、各年代にわたっております。

国籍で最も多かったのは日本で、およそ8割です。その他、回答数が多かった国籍は、フィリピン、ベトナムでございました。

最後に、勉強したい方の居住地ですが、最も多かったのは熊本市で、およそ4割、熊本市を含む県央学区に居住している方からの回答が半数を超えるという結果でございました。

今後、アンケートの回答内容をさらに分析し、その結果を踏まえて、熊本市教育委員会等関係機関との調整を図り、年度内を目途に、設置に関する基本的な考え方を取りまとめたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田孝平委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。

質疑はございませんか。

○前田憲秀委員 今御報告があった夜間中学についての調査概要についてなんですけれども、3ページ、回答数は139件のうちという説明でした。ごめんなさい、ちょっと聞き漏れがあったかもしれませんが、総数はどれぐらいだったんでしょうか。

○竹中義務教育課長 義務教育課でございます。

こちら、回答総数が139件でございました。

○前田憲秀委員 ごめんなさい、調査をした対象数——回答は139ですよ。その調査をした総数はあるんですかね。

○竹中義務教育課長 本調査につきましては、日本語、韓国語、中国語等のはがきつきアンケート用紙を計2万枚、県内約500か所の機関に送付いたしました。

その500機関については、この夜間中学入学対象者、あと関わりが深い施設、国際交流施設、福祉関係、フリースクール等でございます。

○前田憲秀委員 2万枚配布ということですがけれども、例えば、回答が139件あったということですがけれども、どれぐらいの人がこのニーズ調査を見たというのは、そこまでは分からないんですよ。

○竹中義務教育課長 今委員御指摘のとおり、このチラシを御覧になった方の数というものは把握しておりませんが、我々としては、実施をするに当たっては、記者会見を行い、新聞やテレビ等でも取り上げていただき、その結果、回答数が増えたという状況もございました。

○前田憲秀委員 分かりました。

この夜間中学に向けてのいろんな調査、しっかり時間をかけてやられるというお話を聞きましたので、まだまだ、その思いはあるけれども、そういう調査があったのも分からないという方も、対象者もいるはずだと思いますので、そこもしっかり漏れがないように頭にとどめといていただければというふうに思います。これからも様々調査をやられると思いますので、よろしくお願いいたします。

○吉田孝平委員長 ほかに質疑はございませんか。

○岩本浩治委員 クロスボウの件でお聞きしたいんですが、このクロスボウは、銃刀法に係るということですが、これは狩猟に

使ったりするんですか。競技だけに使うんでしょうか。それと、大体県内にクロスボウを持っていらっしゃる方がどのくらいいるのかなど。その方々は何に使っているのかなというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○二子石生活安全企画課長 委員からの質問でございますけれども、使用目的でございますが、狩猟、そして標的射撃、そして有害駆除に限定されます。

また、県内でどのくらい所持されているかというのは、現在、把握できない状態にあります。

しかしながら、銃刀法の改正が公布されて、警察としましては、広報啓発活動をやっております、来年の9月15日以降、許可も受けなくて所持しますと不法所持となりますことから、必要のない方には提出していただくように作業を進めているところであります。

なお、参考としまして、10月末現在で16丁提出を受けております。

以上です。

○岩本浩治委員 来年ですか、再来年からこうなれば、銃器屋で買うわけですよ。銃器屋しか売ってないんでしょう、鉄砲屋しか、こういうのは。

○二子石生活安全企画課長 県内で販売している店舗は、現在のところ把握はしておりません。しかしながら、インターネットで販売しているのが多数ございます。

この販売店につきましても、公安委員会への届出が義務となります。それで、販売するほうについても、規制がかかるというところがございます。

○岩本浩治委員 分かりました。

やっぱり十分調査して、どのくらい県民が

持っているか、何に使っているかも確認しとれないかぬのじゃないかな。ヘルメットなんかは普通に打ち抜いていますから。

以上です。

○吉田孝平委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

次に、その他に入りますが、ここで私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、平成27年度から、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

ついては、これまでの各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果案を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員から何かございませんか。

○岩田智子委員 教育委員会のほうなんですけれども、先日、新型コロナウイルス感染症に係る不安や悩み等の調査結果が出されました。その件についてちょっと尋ねたいんですけれども、子供たちの中で、その不安や悩み等がある割合とかも減って、ちょっとよかったかなと思っています。感染の割合が少し減ってきているのも影響があるかなというふうに思っています。

この中で、公立小学校や中学校、高校でそれぞれ調べてあるんですが、地域性とかはこ

れはありますかというのが1つの質問です。

それと、感染症に関する差別とか不安とか悩みとか、そういうふうな具体的な問題が上がってきているのかどうかということと、それから、先生方、スクールカウンセラーなんかによって子供たちのケアは十分されていると思うんですけども、特に養護の先生とか、いつも関わっていらっしゃる先生方へのケアとか、そういうものがあれば教えてください。3点です。

以上です。

○野崎学校安全・安心推進課長 ただいまの委員の質問でございますが、まず、今回、10月に調査をいたしまして、不安や悩みがあるという生徒が全体の25.1%、4分の1近くございました。

これに対する地域性、これは、特に確認がされませんで、大体同じような状況でございました。

また、差別やいじめ等が発生しているかという件につきましては、本課のほうでそういう案件は、今のところ上がってきてはおりません。また、これらにつきましては、そういうことが起きないようにということで学校のほうには通知を出しておりますので、今のところ起きていないということでございます。

SCによるケアのほうにつきましては、基本的には、希望する生徒たちにつきましては、全員カウンセリングを受けるということで進めておまして、養護教諭あたりにも質問等が出てきておるところではございますが、SCとも連携して取り組んでやってもらっておりますので、養護教諭あたりも、話を聞いていただく機会はそこで確保できているかというふうに考えております。

以上でございます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

差別とか不安をあおるような具体的なもの

は出てきてないということですが、もし出たら、皆さんに各学校にこういう事例があるのでというのを丁寧にお知らせして、そういうことが起きないように対処していただきたいなと思っています。

今後とも、いろいろな影響が出てくるかもしれないけれども、しっかり見ていただければと思っています。

以上です。

○前田憲秀委員 私も、全く同じ質問をしようと思っておりました。

学校安全・安心推進課さんですけども、12月7日に、多分委員の先生方にはファクスが来ていると思うんですけども、これもぜひこの委員会の場できちんと報告をしていたいただきたいというのがまず1点です。

そして、私、このグラフを見て、令和2年の10月が、不安がある人2万7,000人余、令和3年の5月が3万3,000人余、先々月ですか、令和3年の10月が2万7,000人で、10月の調査を比較すれば、増えているんですよ。この傾向みたいなのは、何か分析をされているんでしょうか。そこをまずお聞きしたいんですけども。

○野崎学校安全・安心推進課長 まず、今年度調査をしたのが5月と10月となっておりますが、5月が第4波のやっぱり一番ひどいときに調査をしておりますので、数として増えているのではないかなというふうに考えております。

10月の調査につきましては、第5波の収束、終わり方のほうに調査をしておりますので、こういう結果になっているかというふうに思っております。

ただ、全体的に不安を感じている子供というのは、やはり発生数、そのときの感染者数によって左右されているのではないかというふうに考えておりますので、その辺の心のケ

アにつきましては、しっかり見ていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 いや、私は、5月じゃなくて、去年の10月と今年の10月は増えていますよねという指摘なんです。そこは何か分析はされていらっしゃるんですかという質問なんですけれども。

○野崎学校安全・安心推進課長 前回、前年度の調査から比べますと、この10月の第5波の影響で感染者数がかなり増えておりましたので、それに対する心の不安、自分もうつりはしないかという不安が増えてきているのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 すみません、あんまりしつこく言うとあれなんですけれども、頂いた表は、5月との差で5,500人に減ってマイナス5%という表記なんです。ということは、少なくなっているのかなというイメージなんですけれども、今の御指摘だったら、5波が来ているから、5月と比べても本当は増えないといけないというような勘ぐりもあるんですよね。

で、私が言いたいのは、不安に感じている児童はやっぱりいると、この特殊なコロナ禍の中で。そして、その内容で一番多いのは、小学校も中学校も高校も特別支援学校も、やっぱり新型コロナウイルス感染症のことという報告だったです。よね。

これも十分理解はできるんですけれども、コロナ感染症のことの中で、どんなことがやっぱり不安で悩んでいるのかというところまで、まあ大変でしょうけれども、そこはしっかり見とかなないとけないんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○野崎安全学校安全・安心推進課長 このアンケートにつきましては、現在、コロナウイルス感染症のことということで出ておりますが、スクールカウンセラーへの相談ですとか養護教諭への相談等につきまして、やっぱり自分が感染するのではないかと、家族が感染するのではないかとというふうな不安が多いというふうにお聞きをしております。

質問の中身につきましては、今後また検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

私も、頂いた資料の中だけで、この数字に隠されているものは何があるのかと一生懸命やっぱり考えるわけなので、執行部の皆さんと意見交換で何か感じるものがあればそれも納得するんですけれども、まだまだ見えないものがあるような気がしますので、そこはしっかり注視をしていただきたいなど、お願いしておきます。

もう1点だけいいでしょうか。

9月の議会で、千葉の八街市のいわゆる飲酒運転、危険な通学路の点検のお話をしたんですけれども、あれは、10月末で一旦まとまりますという何か認識だったんですけれども、野尾理事、そうじゃなかったですか。違ったですか。後で報告しますというふうにお聞きをしたんですけれども。

○野崎学校安全・安心推進課長 今各県から文科省に情報を上げてまして、文科省で集計中ということで、この年内に公表されるというふうな話を伺っているところでございます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 県の方はまとまっているんですか。

○野崎安学校安全・安心推進課長 今文科省

のほうには報告をいたしております。

○前田憲秀委員 ぜひ、県の方は、熊本県として、この教育警察常任委員会でも、何か特徴があったのかとか、そういうのは早くテーブルに上げたほうがいいのではないかなと思うんですけれども——そもそも私は、この間も言いましたように、これは飲酒運転が原因だったので、もう全然、初めは違うんですけれども、それをきっかけに、安全な箇所があったというのを調査の上で決定できれば、それはいいことなので、そこはしっかり、書類でどうこうというのではなくて、県下の問題として取り上げることもどうなのかなと思っておりますが、何かございますか。

この間、報告しますというふうにしたしか聞いたものだから、まだまとまっておりませんということですね。それは、特に書類的にはないんですか、県の実情みたいな。

○野崎学校安全・安心推進課長 文科省から県におりてきたときに、県、そして教育委員会、そして警察、この3者で合同点検をするようにというふうに通知が参りまして、点検結果を出しております。

中身につきましては、すぐに物理的に修理が必要な箇所、そして、学校の教育現場で、教育の中で対策をする箇所というふうに分類分けをしております。

これがきちっと表に公表できましたならば、本課としての取組等も考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ぜひ、早急に対応しないといけないところも含めてしっかり検討していただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○吉田孝平委員長 ほかに何かございません

か。

○田中会計課長 すみません。先ほど私が行いました質疑に対する回答につきまして、一部訂正をさせていただくということでよろしいでしょうか。申し訳ありません。

先ほど田代委員のほうから、警察車両購入費の財源につきまして質問がございまして、私のほうから、全て一般財源というふうにお答えしておりますが、正確には、一般財源の中に一部県債を充当しておりますというのを、回答の訂正をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○吉田孝平委員長 では、訂正をさせていただきます。

○田中会計課長 ありがとうございます。

○吉田孝平委員長 よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○吉田孝平委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第5回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午前11時5分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長